

## 記入要領

この安全衛生管理計画及び実施結果報告書は、貴事業場における現在の安全衛生管理体制や安全衛生管理活動の実態等を定期的に点検し、その結果に基づき翌年（度）の安全衛生管理に対する基本方針や安全衛生管理活動計画の樹立、同計画に基づく実施等を行っていただくことにより、貴事業場の安全衛生水準の向上や労働災害の防止に役立てていただくことを目的とするものです。

個人情報に係る内容を外部に公表するものではありませんので、作成（記入）が終わりましたら、所轄の労働基準監督署へ提出いただくようお願いします。

なお、この安全衛生管理計画及び実施結果報告書等は、工場、支店、店舗等事業場ごとに作成してください。また、「労働者数」欄は、自社が雇用する当該事業場に所属する労働者の人数を記入してください。（受け入れている 派遣労働者及び構内下請け事業場の労働者は、「構内下請け・派遣労働者の就労状況」欄に記入してください。）

### 【1 平成〇年（度）の安全衛生方針等】

- （1） 「経営トップの安全衛生に関する基本方針」欄には、経営トップ自らの平成〇年度の労働災害防止に関する意思表示を記入していただくか、または意思表示を受けて定めた1年間を通じて取り組む基本的な方針について、簡潔にご記入願います。
- （2） 「年間安全衛生目標・スローガン」欄には、例えば〔休業災害ゼロ・不休災害 2 件以内、墜落災害の撲滅〕等 具体的な労働災害の数値的な目標を設定してください。

なお、目標を設定していない事業場においても〔みんな で進めよう リスクアセスメント めざそう職場の安全・安心〕等の「スローガン」を設定し、労働災害の防止 に向けて意識の高揚を図っている場合は、「スローガン」を記入してください。

### 【2 労働災害発生状況】

労働災害の発生状況は、各年1月から12月までの間で集計を行ってください。また、事業場内で発生した「構内下請」又は「派遣」労働者に係る労働災害も外数（別集計）でご記入ください。

### 【3 基本的な安全衛生管理体制の確立・整備】

- （1） 規模 50 人以上の事業場は、「（1）安全衛生管理組織の整備等」欄及び「（2）安全衛生スタッフの選任」欄のみご記入ください。また、規模 10 人以上 50 人未満の事業場は、「（3）安全衛生推進者（衛生推進者）の選任」欄をご記入ください。
- （2） 「総括安全衛生管理者」は、製造業は 300 人以上、第3次産業は 1000 人以上の事業場のみご記入ください。
- （3） 「安全管理者」は、製造業、電気業、水道業、ガス業、熱供給業、運送業、各

種商品卸及び小売業、家具・建具・じゅう器等卸及び小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業の事業場のみご記入ください。

- (4) 「規模 50 人」とは、事業場における貴社が雇用している労働者の数です。なお、派遣労働者を受け入れている場合は、当該派遣労働者数を加算します。
- (5) 総括安全衛生管理者等を選任した場合、本計画の提出とは別に、労働基準監督署長に様式第 3 号『総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告』による報告が必要です。
- (6) 安全衛生推進者（衛生推進者）の選任は、労働基準監督署長への報告は必要はありませんが、選任は労働安全衛生法第 12 条の 2 で義務付けられています。

#### 【4 労働安全衛生マネジメントシステム及びリスクアセスメントの導入状況】

- (1) 『労働安全衛生マネジメントシステム』とは、従来から事業場が実施している安全衛生管理体制をより効果的に行うための仕組みのことで、年間を通じて PDCA サイクルを回すことにより安全衛生に関し、継続的な改善を図ることができます。
- (2) 『リスクアセスメント』とは、職場に潜む危険（＝ハザード）を洗い出して、「災害発生の可能性」と発生した場合の「傷害の程度」の観点から評価し、労働災害防止対策の優先順位を決めて実施する手法のことで、安全衛生対策を合理的に、かつ費用対効果の面からも有効に進めることができます。

#### 【6 交通労働災害の防止対策の推進】

- (1) 「交通労働災害防止に係る管理者の選任状況等」欄には、業務で労働者に自動車等の運転を行なわせる場合のみご記入ください。なお、厚生労働省では、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、その指針を平成 25 年 5 月に改正し「交通労働災害防止のためのガイドライン」を示しています。この中で、労働者に自動車等の運転を行なわせる事業者は、交通労働災害防止に係る管理者を選任して交通労働災害防止対策の積極的な取り組みを図るよう求めています。また、年間を通して実施する交通労働災害防止の推進計画を作成すること等も併せて求めています。
- (2) 「平成 ○ 年（度）の交通労働災害防止に向けての主な取組予定」欄には、〔危険マップの作成、運転者認定制度の導入、運転適正検査の実施、交通 KY の実施〕等平成 ○ 年（度）に重点的に取り組む事項、実施時期について簡潔にご記入ください。

#### 【7 荷役作業における労働災害防止に関する連携等の安全対策の推進】

陸上貨物運送事業における荷役作業での労働災害が、全国で毎年 1 万件以上発生しており、特に荷役作業での労働災害の 3 分の 1 は荷主等（荷主、配送先、元請等）で発生し、そのうち 8 割は貨物自動車の運転者が被災している状況にあります。厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害防止を目的とし

て、「陸上貨物運送事業における荷役 作業の安全対策ガイドライン」を策定、公表しています。当該ガイドラインは、陸運事業者及び荷主等が取り組むべき事項を具体的に示したものです。 貴事業場で荷主等の取り組み内容、今後の計画をご記入ください。

#### 【8 有害業務の管理状況】

「業務概要」欄には、〔〇〇材料の吹き付け塗装業務、鋳物製品の研磨作業〕等主な有害業務の概要についてご記入ください。 また、「作業環境測定の実施」欄には前年（度）の実施の有無を、「管理区分」欄には、前年（度）の 作業環境測定結果の評価で該当するもの（複数回答可）に○をつけてください。

なお、「平成〇年（度）の予定」欄には、平成〇 年（度）に計画している作業環境測定の実施予定月をご記入ください。

#### 【9 受動喫煙防止対策の取組状況】

平成 26 年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正され、受動喫煙防止措置が努力義務となります。

なお、受動喫煙とは室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸われることをいいます。また、全面禁煙とは建物や車両内全体を常に禁煙とすること、空間分煙とは喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を 禁煙とすることをいいます。

#### 【10 健康管理の実施状況】

(1) 前年（度）の定期健康診断結果と当年（度）の定期健康診断実施予定についてご記入ください。

(2) 「結果報告書の提出」欄には、一般健康診断を実施した場合、規模 50 人以上の事業場は、労働基準監督署長に 様式第 6 号 『定期健康診断結果報告書』により、また、有機溶剤業務等に従事する労働者に対する特殊健康診断 を実施した場合は、規模に 関係無く法令で定められた様式により労働基準監督署長に報告する必要がありますので、その報告の有無をご記入ください。

なお、『じん肺健康管理実施状況報告』は、じん肺健康診断の実施の有無に関係なく、毎年 12 月末日の状況を翌年 2 月末日までに労働基準監督署長に報告する必要があります。 また、本計画の提出をもって各健康診断結果について、『労働基準監督署長に報告済み』とはなりませんのでご注意ください。

#### 【11 長時間労働（過重労働）による健康障害予防対策の実施状況】

(1) 「長時間労働（時間外労働時間+休日労働時間数）」は、次の計算式により計算してください。 1か月の時間外・休日労働時間数=1か月の総労働時間数-（計算期間1か月の総暦日数/7）×40

1か月の総労働時間数=所定労働時間数+時間外労働時間数+休日労働時間数

- (2) 長時間にわたる労働を行った労働者には、当該労働者からの申出により、医師による面接指導又は面接指導に 準じる措置を行う必要があります。「医師による面接指導等の制度」欄には、面接指導等の制度の有無をご記入ください。
- (3) 「医師による面接指導等の労働者の申出」欄には、医師による面接指導等を申出した労働者の有無をご記入ください。
- (4) 「医師による面接指導等の実施」欄には、当該労働者に対する面接指導等の状況を長時間労働の時間の区分ごとに ご記入ください。 なお、月100時間を超える労働者からの申出に対しては医師による面接指導を行う必要があります、それ以外は面接指導又は面接指導に準じた措置を行う必要があります。また、面接指導の結果に基づき医師の意見聴取、面接指導結果の記録の保存、事後措置の実施を行ってください。

#### 【12 メンタルヘルス対策の取組状況等】

- (1) 労働者の受けるストレスは拡大する方向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者は6割を超えています。 また、年間約2万8千人（平成24年）の方が自殺し、精神障害等による労災請求件数も年々増加しており、事業場においてメンタルヘルス対策を講じることが必要不可欠な状況となってきています。

なお、厚生労働省では、『労働者の心の健康の保持増進のための指針』（平成18年3月31日付け健康保持増進のための指針公示第3号）を定めていますので、ご活用ください。

- (2) 「メンタルヘルス対策の取組状況」欄はメンタルヘルス対策の取組状況をご記入ください。
- (3) 『福岡産業保健総合支援センター』は、メンタルヘルス対策等に取り組もうとする事業場をサポートするために設置したものですので、ご活用をお願いします。

なお、「福岡産業保健総合支援センターの利用（無料）」欄で、案内を希望した事業場については、当局から福岡産業保健総合支援センターに『希望事業場名、所在地』等案内の送付に必要な情報を提供し、同センターから直接、事業場に送付されることとなりますので、ご了承ください。